

入学金返還訴訟と消費者契約法

辞退者に入学金返還命令

7月16日、入学を辞退したのに前納した入学金や授業料を返還しないのは消費者契約法に違反するとし、京都女子大学などに合格した5人が同大学を運営する京都女子学園など2つの学校法人に、入学金や授業料など総額約300万円の返還を求めた訴訟の判決が京都地裁であった。

水上裁判長は、受けていない授業料などや、4月1日以前に入学辞退を明らかにした2人分の入学金返還を認め、2法人に計約220万円の支払いを命じた(4月1日以降に入学を辞退した3人の入学金返還は認めず)。

返還を命じられた2法人は翌17日、判決を不服として大阪高裁に控訴した。

消費者契約法が施行されたのは2年前の2001年4月1日だが、同法施行後、同様の訴訟が全国で起こされるようになった。特に昨年、関西を中心として起こされた集団提訴で社会的にも大きく注目されることになった(前納金を返さないのぼぼったくり)であるとして、いわゆる「ぼったくり裁判」としてマスコミでも注目を集めた)。

こうした訴訟を受け、入学を辞退した学生の授業料などについては裁判で勝つことがいかに難しくなるといって、多くの私立大学が今年度入試から授業料等の返還に応じるようになってきている。しかし入学金に関しては返還に応じている私立大学はほとんどない。

多くの私立大学にとって入学辞退者の入学金は貴重な財源であり、

しかも長年にわたって「いったん納めた学納金は返還しない」という慣行が続いてきたので、仮にこの判決が定着すると多くの私立学校の経営は大きな影響を受けることになる。

利害関係者の多さや社会に与える影響の大きさを考慮すると、この訴訟は最高裁までいかないと決着しないであろうから、判決が確定するまでにはまだ時間がかかると思われる。それでも、とりあえず来年の入学金の納付期限をいつにするか、入学を辞退した場合の取扱いをどうするか等を決めなければならないので、私立学校関係者の悩みは深いだろう。

消費者契約法のポイント

今回の裁判で大きな注目を集めたのが消費者契約法だ。全部で12条からなる短い法律だが、事業者に比べ不利な立場にある消費者を保護するために制定された法律で、すべての契約を対象としている。

具体的には、消費者を保護するために以下のことが定められている(消費者契約法第1条)。

事業者の一定の行為によって消費者が誤認し、または困惑した場合について、契約の申し込みまたはその承諾の意思表示の取り消しができる。

事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部または一部を無効とする。

でいう「誤認」とは、事業者が消費者に重要な事項に関して事実と異なることを告げた、不確実な事項について断定的な判断を提供した、故意に不利益な事実を告げなかった、

などが該当する。「困惑」とは、事業者の不退去または事業者による顧客の監禁などが該当する。こうしたことによって結ばれた契約は取り消すことができる。

に関しては、たとえば「消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、または違約金を定める条項では、これらを合算した額が、解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い事業者が生ずべき平均的な損害額を超える部分は無効とする」「民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比べ、消費者の権利を制限し、または消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則(=信義誠実の原則)に反して消費者の利益を一方的に害するものは無効とされる」といったことが定められている。

今回の判決では、大学を事業者、受験者を消費者とし、受験生が入学するという契約を解除した場合、事業者である大学が徴収できるのは、事務手数料など平均的な損害額に限られるとした。また入学要項の「前納金は返還しない」という受験生にとって不利な特約は無効と判断された。

なお、消費者契約法はすべての契約を対象としているので、銀行、証券会社、保険会社等との契約も当然対象になっている。

(クルー 目黒政明)

「お金はこうして殖やしなさい
(新版)」(ダイヤモンド社)

定価1400円+税
クルーのメンバーが中心となって執筆しました。好評発売中!